

令和7年2月定例会 提出議案（概要）

- 議案第 31 号
北九州市印鑑条例の一部改正について . . . 2
- 議案第 58 号
公有水面埋立てによる土地確認について . . . 3
- 議案第 59 号
町の区域の変更について . . . 3

総務市民局

議案第31号 「北九州市印鑑条例の一部改正について」

1 議案提出理由

市民サービスの向上とマイナンバーカードの普及促進のため、コンビニ交付による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を100円減額してきたが、さらなるマイナンバーカードの普及およびコンビニ交付の利用促進のため、減額期間を1年間延長するもの。

2 改正内容

店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を令和8年3月31日まで延長する。
(現行の減額期間：令和2年5月1日から令和7年3月31日)

3 施行期日

公布の日

【参考】コンビニ交付サービスについて

コンビニ等の店舗に設置されている通信端末機器(マルチコピー機)からマイナンバーカードを利用して証明書の交付を行うサービス。対象店舗は全国で5万店舗以上。

本市では平成29年5月よりサービスを開始し、現在6種類(住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、個人市県民税の納税証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し)を交付している。

証明書の種類	手数料	減額後の コンビニ交付手数料
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
所得額証明書	300円	200円
個人市県民税の納税証明書	300円	200円
戸籍全部事項証明書	450円	350円
戸籍個人事項証明書	450円	350円
戸籍の附票の写し	300円	200円

※印鑑登録証明書以外についても、減額期間を令和8年3月31日まで延長。

議案第58号 「公有水面埋立てによる土地確認について」

議案第59号 「町の区域の変更について」

1 議案提出理由

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先
公有水面埋立地

ア 編入する町の区域	若松区響町一丁目
イ 面積	6万3,225.36平方メートル
ウ 埋立地の用途	工業用地
エ 埋立権者	国（国土交通省）

3 関係法令

土地確認・・・地方自治法第9条の5第1項

町区域編入・・・地方自治法第260条第1項

【地方自治法（抜粋）】

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

若松区響町一丁目地先埋立地付近図

